

<住宅確保要配慮者に対するマッチング支援：フローイメージ図>

- ①受注者は、住宅確保要配慮者から相談を受付したら、面談を行い、入居希望受付票（アセスメントシート）を作成
 - ②受注者は、他の居住支援法人へ入居希望受付票の情報を提供・共有
 - ③他の居住支援法人は、住宅確保要配慮者の要望に合う物件情報を受注者へ情報提供
 - ④受注者は、他の居住支援法人からの物件情報を収集し、住宅確保要配慮者へ物件情報を提示
 - ⑤住宅確保要配慮者が物件を選定し、他の居住支援法人は内覧に同行
 - ⑥入居希望となった場合には、他の居住支援法人は賃貸契約を支援
 - ⑦入居希望等に至らなかった場合は、④に戻り物件内覧等を支援
- ★入居に至った事例や至らなかった事例について支援方法の検証

